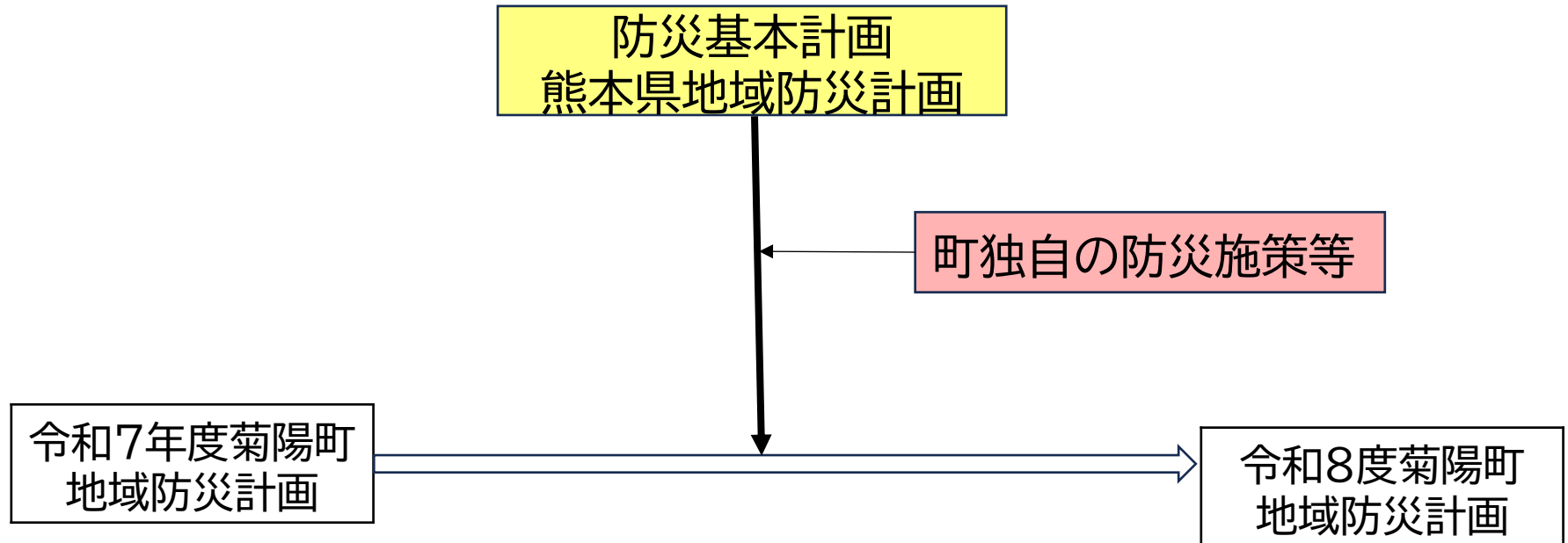


菊陽町地域防災計画修正概要

菊陽町地域防災計画修正の考え方



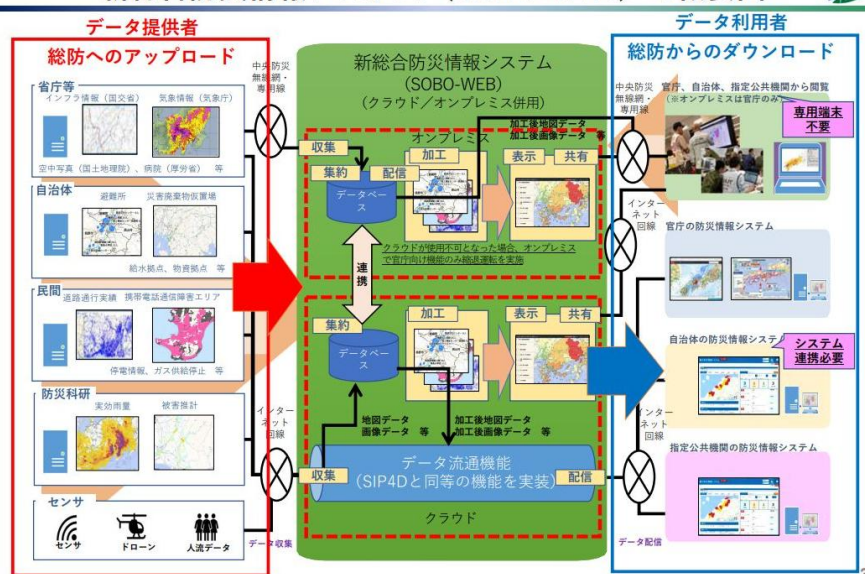
被災者支援の充実

修正理由	令和6年能登半島地震を踏まえ、避難生活における生活環境の確保に向けた取組の充実化や協定・届出避難所に関する情報の事前把握等、被災者支援の充実を図るために修正するもの。
主な修正内容	県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。 県及び市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握する。

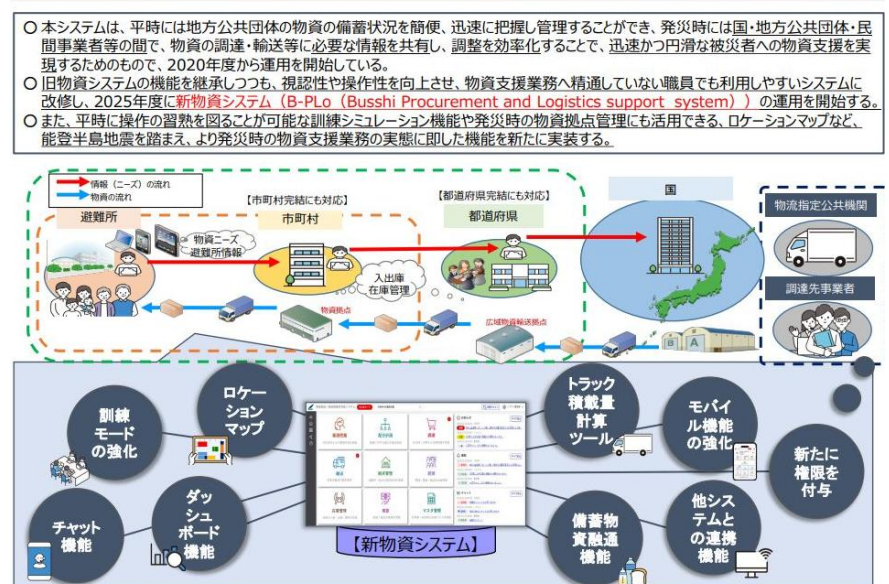
防災DXの加速

修正理由	国の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)や新物資システム(B-PLo)を活用すること等により 防災DXの加速 を図るために修正するもの
主な修正内容	○県及び市町村は、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の新総合防災情報共有システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努める。 ○県は、国の新物資システム(B-PLo)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

新総合防災情報システム (SOBO-WEB) の概要図



新物資システム (B-PLo) の概要



近年の大規模火災等を踏まえた 「火事災害対策編（大規模な火事災害対策編、林野火災対策編）」 の新設

修正理由	近年の 林野火災 や 大規模火災 の頻発化を鑑み、国の防災基本計画を参考に新設
主な修正内容	「第5章第1節 大規模な火事災害対策編」において、「1.火災予防」では災害に強いまちづくり、防災知識の普及について、「2. 災害応急対策」では消火活動、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送道路等を明記 「第2節 林野火災対策編」において、「1. 災害予防」では林野火災に強い地域づくり、林野火災に対する警戒の強化等について、「2. 災害応急対策」では発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立等を明記

出典:菊池広域連合HP

林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「**林野火災注意報**」を発令し、発令区域内では菊池広域連合火災予防条例に定める「**火の使用の制限**」について、努力義務が課せられます。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には「**林野火災警報**」を発令し、発令区域内での「**火の使用の制限**」について義務が課せられます。

林野火災注意報の発令基準

- 1月から5月の期間において、以下の（1）または（2）の気象条件に該当した場合に発令されます。
- （1）前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下のとき。
 - （2）前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表されているとき。
- ※ただし、当日に降水が見込まれる場合、または積雪がある場合はこの限りではありません。

林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令に加え、「**強風注意報**」が発表された場合。

林野火災注意報・警報の発令解除

林野火災注意報・警報の必要がなくなった場合

【例】雨量が観測された場合や乾燥注意報、強風注意報が解除された場合

火の使用の制限について

林野火災注意報・警報の発令時は、以下の「**火の使用の制限**」がされます。

「**林野火災注意報**」の場合は「**努力義務**」となりますが、「**林野火災警報**」が発せられた場合は「**義務**」となります。

- 1 山林、原野等において、火入れをしないこと。
- 2 屋外において、花火（がん具用を含む）を行わないこと。
- 3 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて菊池広域連合長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- 6 屋外において、たばこの吸殻や灰は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること。

火の使用の制限に従わなかった場合

林野火災注意報は警報発令の前段階として努力義務を課すもので罰則は伴いません。一方、林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

林野火災注意報・警報が発令された場合の周知・広報について

「林野火災注意報」又は「林野火災警報」が発令された場合は、消防署での看板掲出、消防車両による巡回広報、ホームページ、各市町の防災無線、災害情報メール、SNSなどで周知、広報を行います。

防災気象情報の改善内容の反映

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

修正理由	気象庁による防災気象情報の改善に伴い、修正
主な修正内容	予警報等の定義、職員配置基準等について見直し

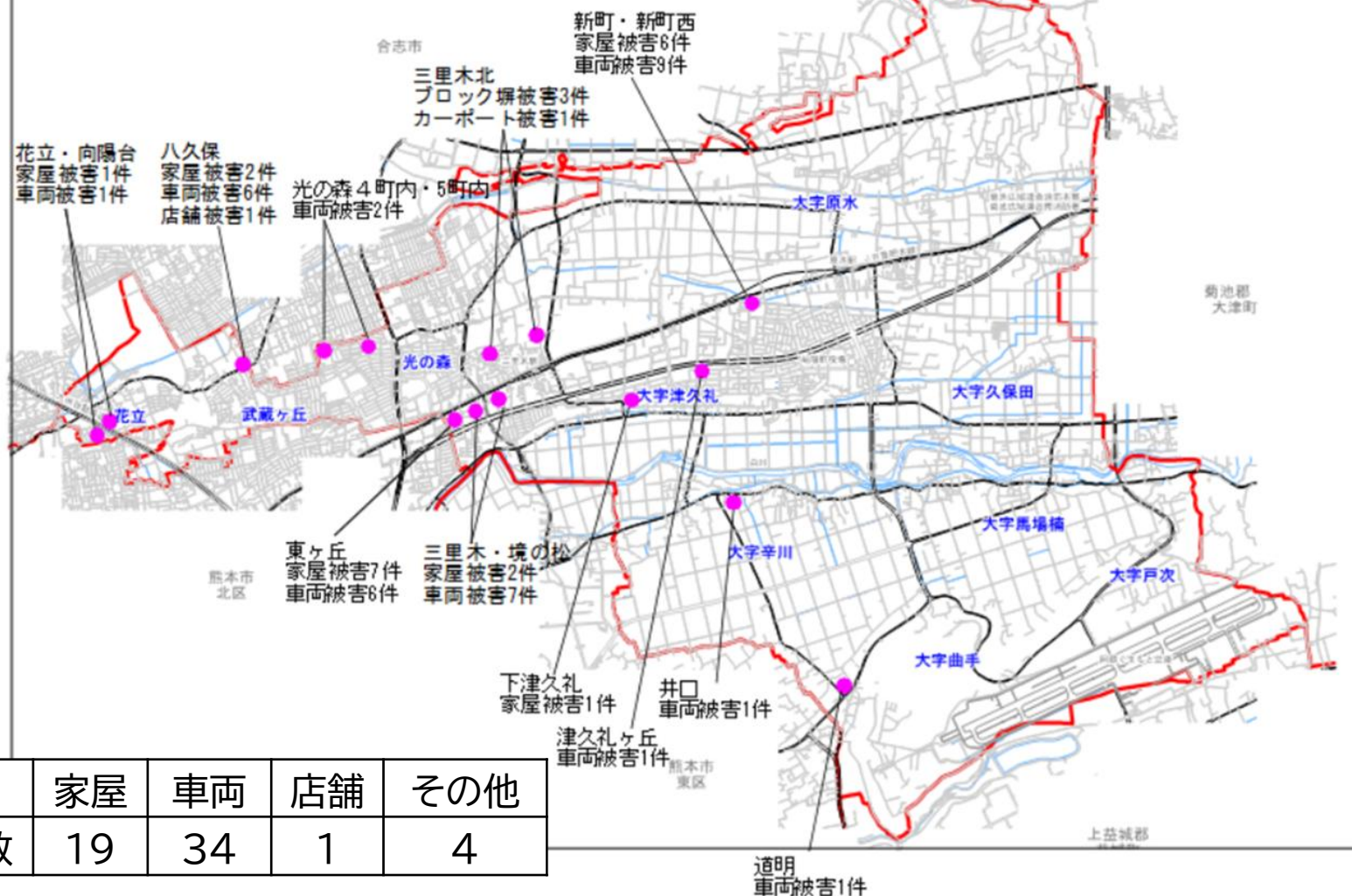
内水氾濫対策の推進

修正理由	令和7年8月豪雨復旧・復興プラン等における内水氾濫対策の推進について、反映
主な修正内容	熊本県国土強靱化地域計画「内水氾濫対策の推進」を参考に浸水対策に取り組むとともに、市町村が主体的に進める内水氾濫対策を支援するものとする。 i) 浸水被害の多い河川や市街化区域を流下する河川の整備等のハード対策の重点的な実施 ii) 浸水被害の軽減につながる雨水流出抑制対策の促進 iii) 市町村での内水ハザードマップ作成促進及び安全な土地利用の検討促進 iv) 雨水管理総合計画策定の促進、下水道施設の整備・機能強化等の技術的支援 v) 浸水リスクに対応した農業用排水機場の整備推進、BCP検証・見直し vi) 早期避難につながるソフト対策の推進（SNS等を活用した予防的避難の呼びかけ等）

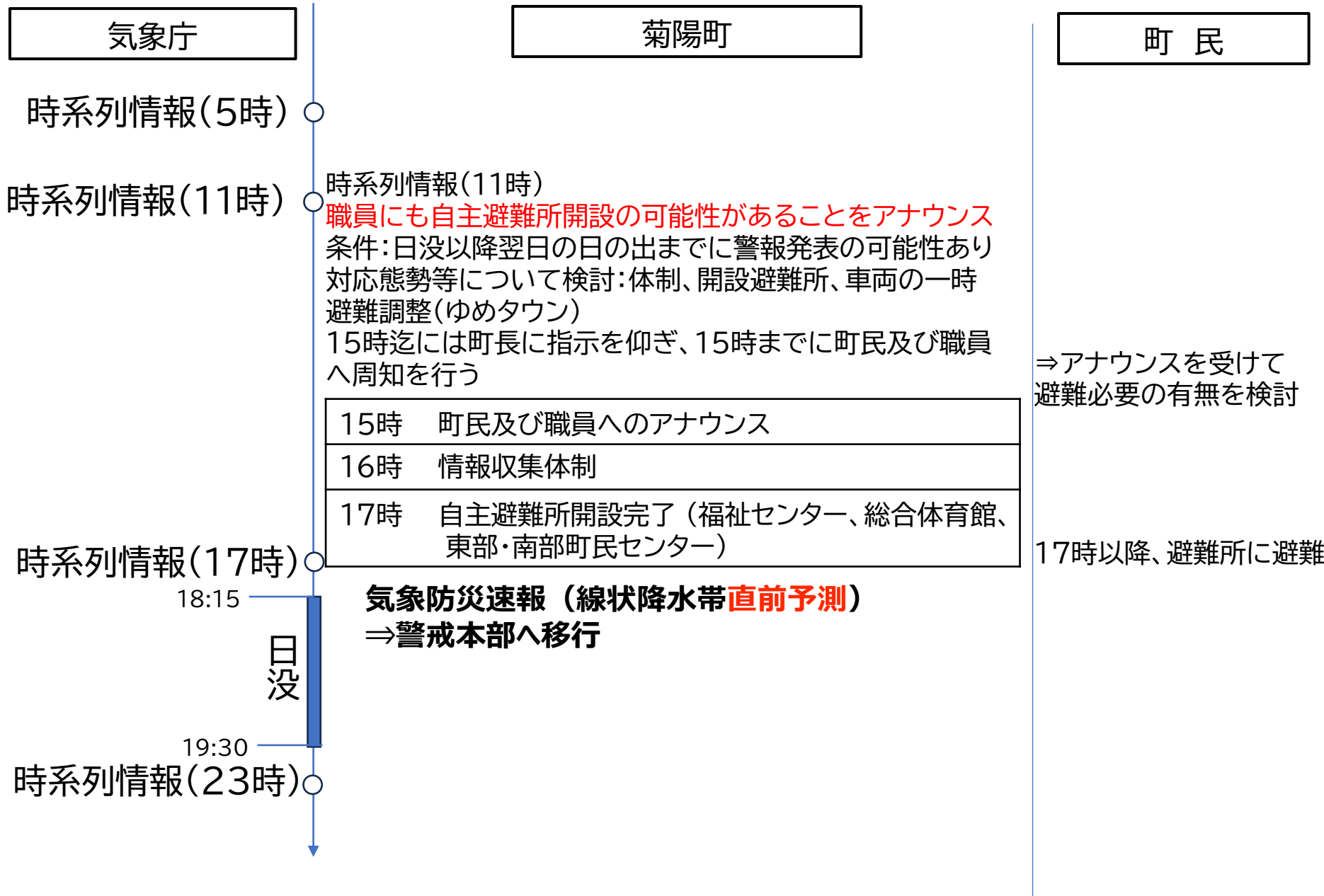
8月10日 豪雨における 菊陽町の被害状況

8月10日からの大雨による被害状況

R7.10.27現在



線状降水帯に関する防災気象情報に対する対応体制



線状降水帯に関する防災気象情報に対するその他の対応

原因	短時間での豪雨により、雨水管の浸水能力を超えて浸水・道路冠水等被害が発生
特性等	全国的にも線状降水帯による被害は拡大 気候変動により今後も短時間での豪雨や台風の勢力増大
対策	○内水氾濫によるリスクの周知 市街化区域における雨水処理区域を対象に想定最大規模降雨を前提とした「内水浸水想定区域図」の策定し、ホームページ上に公表 (市街化区域における雨水管整備区域を対象に、浸水の範囲や深さをシミュレーションし、地図上で分かりやすく表示するもの) ○ソフト対策 避難判断に必要な情報提供やマイタイムライン等対応手順の整理 ○ハード対策 過去の被害状況や地域の地形特性を踏まえ、地域ごとの優先順位を設定して、効率的かつ総合的な排水管理



備蓄について

防災基本計画 熊本県 地域防災計画	○想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指す ○避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保
町防災計画 反映事項	1 想定避難者数8000人（熊本地震）3食×3日 72000食 を目標 2 各避難所にコンテナ倉庫を設置 令和7年度設置：菊陽中部小、菊陽南小、菊陽西小、武蔵ヶ丘小 令和8年度予定：福祉センター、西部町民センター ふれあいの森研修センター 令和9年度予定：南部町民センター 令和10年度以降1箇所／年ペースで整備 ソーラーパネル及びバッテリーにより常時換気、内部照明あり 備蓄品及び量については、現在検討中（携帯トイレ、食料、水、パーティション、ベッド等）
記載箇所	第2章災害予防第13節物資・資機材整備・調達

罹災証明書迅速化ソリューションの導入

防災基本計画 熊本県 地域防災計画	○必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。 ○当該業務を支援するシステムを活用した、業務の迅速化、効率化に努める。
町反映状況	富士フィルムシステムサービス 罹災証明罹災証明迅速化ソリューション「家屋被害判定アプリ」 家屋図面調査アシスト機能がサポートします 「2次調査業務」を タブレット端末 1台で!! 「家屋被害判定アプリ」 家屋図面調査アシスト機能 図面と写真データを 自動で紐づけ 罹災証明申請と 紐づけて家屋図面を デジタル登録 図面記録を元に 損害割合を自動計算 図面記録、調査票入力、 写真撮影、全ての作業を 同じ端末で実施可能 調査項目(部位)単位で 図面を呼び出し 被害度合いを記録 令和7年8月10日豪雨での浸水家屋の住家被害認定(5件)で 初使用、令和8年2月導入今後定期的に訓練等検討
記載箇所	第4章地震対策 8節 被災者自立支援対策

蓄電池整備事業

防災基本計画
熊本県
地域防災計画

○避難者一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、**多様な避難生活の場所を想定**して支援を検討する必要がある。このため、避難場所に関わらず、支援が必要な人に必要な支援がなされるよう、**避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援**

町反映状況

○在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備え、地域の実情に応じ、**在宅避難者の支援拠点として各自治会の公民館などを活用**
○希望する自治会等に蓄電池、充電用ハブを配布
○令和7年度32台配布、令和8年度まで実施
(**締め切り6/26**)



記載箇所

第2章 第15節 避難収容

戸別受信機の無償貸与

施策の概要	75歳以上高齢者のみの世帯を対象に戸別受信機を貸与し、避難指示等の情報が受け取れる基盤を整備して高齢者の逃げ遅れを防止
配布状況等	○令和7年度 542世帯に配布 ○今後も、高齢者のみの世帯を対象に配布 ○別途アンテナ工事 3件 
記載箇所	第3章 災害応急対策 第8節 通信施設利用

避難所の生活環境改善

設置状況等

○小・中学校等指定避難所への空調設置
 令和7年度:武蔵ヶ丘中体育館設置
 今後の整備予定
 令和8年度予定:武蔵ヶ丘中武道場
 令和9年度以降も順次拡充整備



電源自立型空調

○マンホールトイレの設置
 設置済み:光の森防災広場、菊陽町民グラウンド、鼻ぐり井手公園、杉並木公園、菊陽町総合体育館、ふれあいの森公園、菊陽西小学校、東部町民センター)
 今後各小中学校、三里木町民センター、福祉センター、ふれあい交流・福祉支援センターに災害用マンホールトイレを逐次整備する。

年	R8年度計画	R9年度計画	R10年度計画
設 計	5箇所	2箇所	
工 事	3箇所	1箇所	6箇所

記載箇所

第3章 災害応急対策 第12節 避難収容対策等